

# 性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組

平成 29 年 3 月

府民文化部人権局

## はじめに

---

大阪府では、大阪府人権尊重の社会づくり条例（平成 10 年 10 月制定）に基づき、全ての人の人権が尊重される社会を目指し、

- ・一人ひとりがかかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
  - ・誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造
- を府政運営の基本理念（大阪府人権施策推進基本方針）としている。

LGBTをはじめとする性的マイノリティ（以下「性的マイノリティ」という。）の人々については、「出生時に判定された性と性自認（gender identity ジェンダー・アイデンティティ）が一致し、性的指向（sexual orientation セクシュアル・オリエンテーション）は異性」という社会の多数派（マジョリティ）とは異なる者として、誤解や偏見、差別が発生している。

性的マイノリティの人々は人口の 3～5%と推定する研究が多く発表されている（※）ことを踏まえれば、府内にも少なからぬ当事者が存在することになり、性の多様性についてさらに理解を深め、偏見や差別をなくしていく必要がある。

そこで、性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組の方針について、人権局兼務・併任職員会議の下に全庁横断的に整理を行った。

---

※8%という最近の民間の調査結果もある。

## 1. 性的マイノリティの人権問題について

---

### 【性的指向】

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」同性愛等に対しては根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいる。性的指向を理由とする差別的な取扱いについては、不当なことであるとの認識が広がっているが、未だ偏見や差別が起きているのが現状である。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平 24. 8) から	
性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？	
「特がない・分からない」	41. 2%
「差別的な言動をされること」	38. 4%
「じろじろ見られたり、避けられたりすること」	25. 3%
「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」	24. 3%
「就職・職場で不利な扱いを受けること」	22. 2%
「アパート等への入居を拒否されること」	6. 9%
「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」	4. 7%

### 【性自認】

身体の性（生物学的な性）と心の性（性の自己意識）との食い違いに悩みながら、社会の中で偏見の目にさらされ、社会生活上の支障を来したり、職場や学校等で嫌がらせやいじめ、差別を受け、苦しんでいる人々(※)がいる。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平 24. 8) から	
性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？	
「特がない・分からない」	40. 6%
「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」	32. 6%
「就職・職場で不利な扱いを受けること」	28. 8%
「差別的な言動をされること」	28. 1%
「じろじろ見られたり、避けられたりすること」	22. 2%
「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」	6. 9%
「アパート等への入居を拒否されること」	5. 2%

誰もがありのまま、自分らしく生きることができる社会にしていくことが大切であり、そのためにも、性の多様性についてさらに理解を深め、偏見や差別意識をなくしていく必要がある。

---

※これらの人々の中には、「性同一性障害」と診断され、身体的特徴を心の性に近付ける治療を受ける人もいる。

## 2. 性的マイノリティに関する社会の動向

---

国は、性的マイノリティの人権問題については、平成14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、「・・・同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う」と明記し、関係府省において各種啓発活動や人権相談を実施している。

平成16年7月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て法令上の性別の取扱いと戸籍上の性別記載の変更が可能となった（平成20年6月、要件の一つである「現に子がいないこと」が「未成年の子がいないこと」に緩和）。

性的マイノリティの人々への理解・支援が世界的に拡がりを見せる中、平成26年12月にオリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が追加され、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の基本計画にも、「多様性と調和」を基本コンセプトに「性的指向」が明記された。また、「社会で直面する困難のリスト」「困難解決に向けたガイドライン」の公表等、当事者団体の活発な活動も見られる。このような状況の中、国では「セクハラ指針」や人事院規則（セクシュアル・ハラスメントの防止等）運用通知が改正され、また、議員立法による差別解消を目指す動きもある。

地方自治体では、平成25年9月、大阪市淀川区役所が全国で初めて「LGBT支援宣言」を行ったほか、専門相談窓口やコミュニティスペースの開設、教職員向けハンドブックの制作等に取り組んでいる。

平成27年4月には、渋谷区が同性カップルを「結婚に相当する関係」と認め証明する条例を制定し、その後、要綱による同様の取組が世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市に広がっており、札幌市でも導入を検討している。

また、千葉市では、同性パートナーと同居している職員について、結婚休暇に相当する「パートナー休暇」や介護休暇を平成29年1月から導入している。

民間企業においても、ダイバーシティ（多様な人材の活用）の一環として同性パートナーを想定しての福利厚生等の社内制度の見直しや、性的マイノリティの人々を支援するサービスの開発・提供を行う動きが出てきている。

### 3. 大阪府庁内の取組

---

#### (1) 基本的な考え方

性的マイノリティの人権問題については、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に基づき平成 13 年に策定した「大阪府人権施策推進基本方針」において、取り組むべき課題の一つに位置付け、また、「大阪府自殺対策基本指針」（平成 24 年）（※1）や「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」（※2）においても明記し、啓発、研修、相談に取り組んできた。

しかしながら、平成 27 年度実施の「人権問題に関する府民意識調査」では、個別の人権問題別の認知度は「性的マイノリティの人権問題」が 43.3%と最も低いという結果であり、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等の人権問題に比してまだ十分に理解は進んでいない。

国際社会において近年、性的マイノリティの人々への理解を深め、支援を行う動きが広がってきており、我が国においても、外資系を中心とした企業や一部の基礎自治体での取組が進んでいるが、「多様性と調和」を基本コンセプトの一つとする2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、実効ある取組が一層求められるところである。

大阪府としては、この問題に対する理解がまだ十分に進んでいない状況を踏まえ、まず、性的マイノリティの人々についての正しい知識の普及・定着を図り、差別や誤解、偏見をなくしていくことが必要である。併せて、当事者が抱える困難の解消に資するよう、相談機能を充実することも必要である。

#### (府職員の取組姿勢)

とりわけ、住民の福祉向上に携わる地方公務員は、東京都青年の家事件東京高裁判決（平 9.9.16）が「行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、・・・無関心であったり、知識が無いということは公権力の行使に当たる者として許されない」と判示したように、性的マイノリティの人権問題について十分に、かつ、正しく理解し、適切に対応・行動しなければならない。

カミングアウトの有無にかかわらず、当事者が自らの職場を含め身近にいることを前提に、全ての行政事務・サービスを進めていく必要がある。加えて、施策の立案等においても、性的マイノリティの人々への配慮を常に意識することが必要である。

---

※1 「社会的に十分理解されていない同性愛者や性同一性障がい者等のセクシュアルマイノリティ等に関して、様々な関係機関に正しい知識の普及啓発を行う。」

※2 「LGBTをはじめとする性的マイノリティの人権について府民の理解が深まるよう、人権教育・啓発を推進します。」

また、公の施設の指定管理者や受託業者の従業員等、府の業務の一端を担っている者についても、府職員同様の人権感覚が求められる。

事務執行等を通じて知り得た、人の性的指向や性自認、戸籍上の氏名・性別に関する情報はセンシティブ情報であり、厳重に保護しなければならない。また、当事者がカミングアウトした内容を本人の同意なく他に漏らすこと（アウティング）は許されない。事案によっては損害賠償を求められたり、名誉毀損罪等で刑事責任を問われることもある。

## (2) 具体的な取組

府としては、性的マイノリティの人権問題についての理解増進を図り、今後の課題解決の取組のための基礎となるよう、以下の取組を引き続き推進する。

### ① 府民意識の啓発

性的マイノリティの人権問題についての府民の認識・理解を深めていくには、あらゆる機会を通じた効果的な啓発活動が重要である。

〔これまで〕

府民向けの啓発媒体である人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」や人権局ホームページで取り上げるとともに、人権情報誌「そうそう」でも特集を組んでいる。

また、平成28年12月には、人権週間（4日～10日）に府立図書館とタイアップした企画展示（関連図書の紹介、デジタルサイネージによる解説等）を行った。

この他、企業向け啓発冊子「採用と人権」等、様々な媒体により啓発を実施するとともに、各部局において所管の行政分野に従事する専門職員、事業者等への啓発を行っている。

〔これから〕

これらの取組に加え、啓発リーフレットの制作・配布や府民対象の研修会の開催、府の広報媒体の活用等、多様な手段により府民の理解増進に向けた啓発をさらに進める。その際には、自然な形で関心を持ってもらえるよう、対象者に応じて媒体や手法、内容等を工夫する。

## ② 府職員に対する研修

府職員は、窓口業務はもちろん、各行政分野での施策推進の過程において、性的マイノリティの人々と接する機会が想定される。性的マイノリティの人々は「理解してもらえないのではないか」「当事者であることが分かってしまうのではないか、ばらされてしまうのではないか」と不安を感じて、役所に行くことを躊躇し、必要な行政サービスを受ける機会を逸することがある。

カミングアウトしないイコール存在しない、のではない。身近に存在するとの意識で、府職員一人一人が性的マイノリティの人々について十分に、かつ、正しく理解し、当事者に寄り添った適切な対応ができるようにすることが必要である。

加えて、施策の立案等も、性的マイノリティの人々への配慮を常に意識して進めることが必要である。

〔これまで〕

職員研修センターが実施する階層別研修において、新規採用者、新任主査級、新任課長補佐級、新任課長級の研修プログラムの一つ「大阪府の人権施策」の中で、性的マイノリティの人権問題についても取り上げているほか、教育庁では、教職員向けの人権教育リーフレットシリーズの作成や、教育センターを中心に、教職員向け研修を計画的に実施している。

また、平成 28 年には、学識経験者を講師に招き庁内全部局の職員を対象に研修会を実施したほか、各部局研修に人権局職員を講師として派遣した。

なお、府職員だけでなく、人権に密接な関わりを持ち、人権について高い見識が求められている社会福祉施設職員、民間社会福祉事業従事者、公正採用選考人権啓発推進員等を対象にした研修も、それぞれの所管部局において実施している。

また、府職員同様の人権感覚が求められる、公の施設の指定管理者や受託業者の従業員等に対する人権研修が、各事業者において実施されている。

〔これから〕

これらの取組に加え、府職員一人一人の性的マイノリティの人々についての理解がより深まるよう、研修の機会を設けるとともに、理解が広範に行き渡るよう自己研修の啓発ツールを制作する。

さらに、庁内横断的な取組の核となる人権局兼務・併任職員や当事者と接する機会が多いと思われる行政分野の職員を対象とした、課題解決を支援する研修も実施する。

### ③ 当事者や家族等の関係者への相談体制の充実

性的マイノリティの人々やその家族等は、行政のどこに相談すればよいのか、相談しても受け容れてもらえるのか等、様々な不安を抱えている。こうした不安を払拭し、気軽に相談できるよう、当事者が抱える課題に関係する行政分野での相談体制の充実を図るとともに、また、アクセスしやすくすることが必要である。

〔これまで〕

人権局では、専門相談員による「人権相談窓口」を開設し、性的マイノリティの人々の悩み全般も受け付けており、相談内容に応じて、弁護士等の専門家や当事者団体等より適切な機関に「つなぐ」ことも行っている。特に5月・11月を性的マイノリティの人権問題の集中相談月間と定め、周知を図っている。

また、福祉、医療、雇用・就労、教育等の行政分野における相談窓口・事業においても、性的マイノリティの人々の相談にも対応している。

なお、府職員については、職員総合相談センターが人間関係、セクハラに関する悩み等総合的に対応しているほか、産業医や保健師による健康相談及びストレス相談室が健康上の相談に対応している。

#### 大阪府及び大阪府関連の相談窓口

##### 【人権】

相談窓口	内 容	担 当
大阪府人権相談窓口	府民からの人権に関する相談に対応し、課題に応じた情報の提供や相談機関を紹介	人権擁護課 ((一財)大阪府人権協会に委託)

##### 【女性(男性)】

相談窓口	内 容	担 当
女性相談	生き方、性・暴力被害等、女性の直面している様々な問題に関する女性からの相談に女性相談員が対応(面接、電話)	男女参画・府民協働課((一財)大阪府男女共同参画推進財団に委託)
男性のための電話相談	夫婦、パートナー、職場の人間関係等、男性の直面している様々な問題に関する男性からの相談に男性相談員が対応	同上
女性相談	配偶者、恋人等からの暴力の相談や女性相談(ストーカー被害、夫婦・家庭のトラブル、対人関係の悩み等)に対応 必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等の自立支援	女性相談センター

【子ども・学生】

相談窓口	内 容	担 当
子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル * おおむね 18 歳未満	学校や友人、家庭等の悩み相談に対応(24 時間対応)	中央子ども家庭センター
児童相談	児童相談等(子どもや家庭についての相談・おおむね 25 歳までの青少年についての相談)、町村(福祉事務所設置自治体を除く)における生活保護や母子家庭及び寡婦からの相談に対応	各子ども家庭センター *生活保護、母子家庭及び寡婦からの相談は池田、富田林、岸和田のみ対応
すこやか教育相談 ・すこやかホットライン(子ども専用) ・さわやかホットライン(保護者専用)	相談者自ら問題の解決に向かうことができるよう支援(電話、Eメール、FAX) 学校を通して依頼される面接相談によって学校と連携して支援	教育センター
私学コスモスダイヤル * 府内の私立小中高等学校、中等教育学校に通学している児童生徒及び保護者	人権に関する相談に対応	大阪私立学校人権教育研究会
府立大学アクセスセンター	障がい等を抱える府立大学の学生に対する支援	公立大学法人大阪府立大学

【外国人】

相談窓口	内 容	担 当
大阪府外国人情報コーナー(府政等に関する問い合わせ)	在留資格、労働、医療、福祉等、様々な情報の外国語による情報提供や相談対応	国際課((公財)大阪府国際交流財団に委託)

【福祉】

相談窓口	内 容	担 当
福祉サービス利用者からの相談	子ども、障がい者、高齢者等に関わる福祉施設の利用や居宅でのホームヘルプサービス、通所のデイサービス等の福祉サービスに関する苦情の中で、事業者/利用者間で解決困難な事例について、相談、助言、事情調査、あっせん等を実施	(社福)大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会

【医療】

相談窓口	内 容	担 当
大阪府医療安全相談センター 医療相談コーナー	医療に関する相談や医療機関を利用するに当たっての相談等に対応	保健医療企画課
こころの健康相談統一ダイヤル * 大阪市・堺市除く	全国共通の電話番号で、こころの悩みに対応	こころの健康総合センター



こころの電話相談 * 大阪市・堺市除く	こころの病に悩む方、こころの健康に不安を持つ方、医療機関・障がい福祉サービス等を知りたい方に電話にて対応 水曜日は「若者デー」として、40歳未満の方を対象に若者専用電話相談(わかぼちダイヤル)を実施	こころの健康 総合センター
こころの健康相談 * 大阪市・堺市除く	こころの病に悩む方、こころの健康への不安を持つ方、適切な医療機関や障がい保健サービス等を知りたい方に面接等による相談を実施	各保健所

#### 【労働】

相談窓口	内 容	担 当
労働相談	労働契約や労働条件に関する問題、職場のハラスメント(セクハラ・パワハラ等)に関する問題、就業規則や人事労務管理に関する問題、働く人たちが使用者の様々な労働相談に対応	総合労働事務所、同南大阪センター
OSAKAしごとフィールド	年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、全ての求職者に対応し、個別支援や就職活動に関するきめ細かな情報を提供	就業促進課

#### 【住宅】

相談窓口	内 容	担 当
住宅相談室	住宅に関する様々な相談に対応	都市居住課

#### 【府職員・教職員向け】

相談窓口	内 容	担 当
産業医による健康相談 保健師による健康相談 ストレス相談室	府職員の健康に関する相談に産業医、保健師が対応	企画厚生課
職員総合相談センター	勤務条件、職場の人間関係、セクハラ・パワハラ等、職員の様々な相談に対応	人事委員会事務局
すこやか教育相談 ・しなやかホットライン (教職員専用)	電話、Eメール、FAXによる相談に応じて、相談者自ら問題の解決に向かうことができるよう支援	教育センター

#### 〔これから〕

これらの相談窓口・事業が性的マイノリティの人々の相談にも的確に対応できるよう、相談員のスキルアップ、個人情報保護に留意しつつ相談事例の共有、関係情報の提供等に努める。また、必要に応じ、性的マイノリティの人々の相談にも応じていることがより分かりやすいよう、周知に工夫を加える。

#### (市町村の取組の支援)

身近な相談先である市町村においても、性的マイノリティの人々の専門窓口を開設しているところ(大阪市淀川区役所)もあるが、多くは人権はじめ各行政分野で相談

を受け付けている。これに対し、大阪府では、市町村の相談機能の充実の観点から、相談員の養成講座のカリキュラム設定や複雑・困難な相談事案に対する助言、相談事例の共有等の支援事業を実施している。

この他、市町村の人権行政担当者の会議の場を活用して、収集した先進事例、好事例の共有、情報交換や研修を行っている。

#### ④ その他

当事者やその支援団体等が開催するイベントその他の事業について、当事者のエンパワメントや府民の理解増進の観点から、後援名義の使用承認や知事メッセージの提供といった形で支援を行っている。

## 終わりに

---

以上のように、大阪府では、性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組を引き続き推進するとともに、今後、この取組を基礎として、国の動向も踏まえつつ、当事者（団体）や学識経験者等の意見も聴きながら、当事者が抱える課題の解決に向け、各行政分野において、現行制度の中で可能な取組について真摯に検討していく。その際に必要な全庁横断的な調整・検討は、人権局兼務・併任職員会議が中心となっていく。

また、行政文書における性別記載の点検・見直しを平成 17 年度に全庁的に実施したが、性的マイノリティへの人権配慮の観点から、再度、点検・見直しを行う。

なお、当事者が抱える課題は様々な分野にわたっており、その解決には婚姻制度をはじめ法制度の見直しや社会的コンセンサスの必要なものもある。このような課題については、国等における国民的議論の動向を踏まえ、適切に対応していく。